

山口学芸大学寄附金取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、山口学芸大学（以下「本学」という。）が受入れる寄附金の取扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(受入の原則)

第2条 寄附金は、本学の教育・研究上有意義であり、かつ教育・研究に支障を生じるおそれがないと認められる場合に限り受入れるものとする。

(申込)

第3条 寄附金として寄附をしようとする者は、別紙様式により学長に申込むものとする。

(受入制限)

第4条 寄附金は、次の各号に掲げる条件が付されているものについては、受入れることができない。

- (1) 寄附金により取得した財産を無償で寄附者に譲与すること。
- (2) 寄附金の使途について、寄附者が会計検査を行うこととされていること。
- (3) 寄附の申込み後に寄附者の意思により寄附金の全部又は一部を取り消すことができること。
- (4) 寄附による研究の結果得られる特許権、実用新案権、意匠権、商標権及び著作権その他これらに準じる権利を寄附者に譲渡し又は使用させること。
- (5) その他本学の教育・研究に支障があると認められる条件。

2 前項の規定にかかわらず、寄附金を受入れることにより新たに財政負担を伴うこととなる場合は、これを受入れないものとする。ただし、通常の予算枠組みの範囲内で賄える場合はこの限りではない。

(審査)

第5条 学長は、第3条により寄附の申込があったときは寄附の内容等について審査を行うものとする。

(受入の決定)

第6条 前項の審査による受入れの可否は、法人が決定する。

(礼状等の送付)

第7条 学長は、寄附金が本学に納入されたときは、寄附者に礼状及び領収書を送付するものとする。

(間接経費)

第8条 寄附金は、寄附の目的を遂行するために必要な経費（以下「直接経費」という。）と当該直接経費以外に必要な経費（以下「間接経費」という。）の合算額とする。

2 前項に定める間接経費は、原則として直接経費総額の10%に相当する額とする。ただし学長は、間接経費の額が適当でないとき、協議の上変更することができるものとする。

(寄附金の経理)

第9条 寄附金は、法人が定める経理規程に則り行い、適正かつ効率的な管理、運用に努めなければならない。

(移替え)

第10条 寄附金のうち教員が指定された寄附の場合で、当該教員が他の大学等に転出又は退職をしたときは、移替え及び返還はしないものとする。

(事務)

第11条 この規程に関する事務は、総務部企画課において行う。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、寄附金に関し必要な事項は、法人の承認を得て学長が定める。

附 則

この規程は、平成30年6月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。